

第4回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会ワーキング部会  
意見要旨

日 時：平成23年4月19日（火） 14:00～15:30  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者>

委 員 出席：19名（うち代理2名） 欠席：1名  
事務局 出席： 4名

<内容>

会議次第“3. 平成22年度の検討状況” ⇒ 質疑なし  
会議次第“4. 平成23年度実施スケジュールについて” ⇒ 質疑なし  
会議次第“5.（仮称）対馬市市民基本条例（たたき台）について”

※ 今回提示した素案は検討委員会では前文と目的箇所のみを検討している。その他は今後検討していく内容であり、今までやってきていた当然のことを敢えて条文化することで、確実な共通ルールが生まれると考えている旨説明した。また、市民協働参画の一環として、住民投票の制度を作ることも大切である。今回は素案にかかる内容の審議は行わないが、表現としておかしい箇所があれば後ほど事務局へ連絡をいただきたい。

<ワーキング部会での意見>

部会員：“努めなければならない”という表現が多すぎる。“努めなければならない”は努力目標でしかないので、実際にやらなくてよいという意味も含まれている。“～しなければならない”という表現にすべき箇所もあるのではないか。また、財政状況についての項目が足りなさすぎる。

事務局：あくまでこの条例（案）の最終決定機関は検討委員会だが、ワーキング部会での意見はできる限り吸い上げて検討委員会へ提案していきたい。言われるとおりの表現の問題はもっともだが、全ての市民が対象となる条文で“～しなければならない”と書くと、市民の義務や責務が重すぎるのではないかと思い、“努めなければならない”とした。意味合いを考えれば、表現の仕方は非常に難しい。

部会員：市民の責務についてだが、他条例では市民の義務として納税等がうたわれているものもある。今回の素案には含まれていないが、他条例と比較した際、義務や権利等との整合性はどうか。権利ばかりの主張にみえる。

事務局：納税等については当然の義務ではあるので、当初は入れていたが敢えて書く必要もないかと考え、省いた。もちろん意見のとおりではあるが、必ず入れなければならないものとそうではないものの区別が非常に難しい。

部会長：今回の条例（案）には、前文がある。既存の市の条例としては前文があるものはないと思うが、この条例（案）は本市の最高規範としており、自治体としては憲法と同等の位置にあるため、前文に思いを込めて宣言するため、入れることとした。

<次回検討会について>

5月13日（金）に実施、場所については未定。

次回の検討内容については、下記3項目となる。

- ① 4/21 開催 第6回検討委員会での検討内容の報告
  - ② 条例名募集方法の検討（具体的な公募方法について）
  - ③ 地域との意見交換の手法検討（市内6ヶ所で開催する予定。より多くの市民に参加してもらうための方法や、意見交換会の周知方法等の検討）
- ※ ②、③については、事務局より素案を提示する予定

以上のことを確認し、15時30分に終了した。